

令和7年第4回竜王町議会定例会（第2号）

令和7年12月8日

午後1時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（第2日）

- 日程第 1 議第78号 竜王町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議第79号 竜王町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例
- 日程第 3 議第80号 竜王町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第 4 議第81号 竜王町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例
- 日程第 5 議第82号 竜王町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第83号 竜王町給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第84号 令和7年度竜王町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 8 議第85号 令和7年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）
- 日程第 9 議第86号 令和7年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第87号 令和7年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議第88号 令和7年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議第89号 令和7年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議第90号 令和7年度竜王町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議第91号 動産の取得について
- 日程第15 議第92号 動産の取得について
- 日程第16 議第93号 動産の取得について

2 会議に出席した議員（12名）

1番	内山英作	2番	三宅政仁
3番	若井政彦	4番	大橋裕子
5番	中村匡希	6番	鎌田勝治
7番	橘 せつ子	8番	磯部俊男
9番	小西久次	10番	森島芳男
11番	山田義明	12番	澤田満夫

3 会議に欠席した議員（なし）

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	西田 秀治	教育委員会教育長	甲津 和寿
副町	長	杼木 栄司	総務主監	岡司 明德
住民福祉主監	川嶋 正明	産業建設主監	森 徳男	
会計管理者	寺本 育美	総務課長	町田 啓司	
未来創造課長	岩田 宏之	中心核整備課長	織田 政則	
税務課長	奥 敏和	生活安全課長	富田 尚弘	
住民課長	臼井由美子	福祉課長	中原 江理	
健康推進課長	野村 博嗣	自立支援課長	小森久美子	
農業振興課長	中島 孝之	商工観光課長	西村 忠晃	
建設計画課長	中西 政也	上下水道課長	越智 裕彰	
教育次長	森岡 道友	教育総務課長	沖 宏賢	
学校教育課長	山中 博嗣	生涯学習課長	山中 知樹	

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	寺嶋 要	書	記 後藤麻理奈
--------	------	---	---------

開議 午後1時00分

○議長（澤田満夫） 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員数は12人であり
ます。よって、定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回竜王町議
会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 1 議第 7 8 号 竜王町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例**

○議長（澤田満夫） 日程第1 議第78号、竜王町放課後児童健全育成事業の設  
備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題として、質  
疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、橘せつ子議員。

○7番（橘せつ子） 全協でもお聞きしたんですけれども、ちょっともう一度お聞  
きいたします。

保育士不足を解消するためには、保育士の総量を増やすことが必要だとお答え  
があったんですけれども、今現在見ましても、多くの方が保育士の国家試験や、  
また指定の学校で保育士免許を取得されていますし、保育士免許の保持者という  
か、持っておられる方はとてもたくさんおられると考えます。

しかし、保育の現場にはなかなか来てもらえない状況があると思います。だか  
ら、そのところで総量を増やしたからといって、私は保育士不足が解消するよ  
うには思えないんですけれども、その辺について、本当に現場に来てもらえない  
という状況をどのように考えておられるのか、もう一度お聞きしたいと思いま  
す。

○議長（澤田満夫） 川嶋住民福祉主監。

○住民福祉主監（川嶋正明） ただいまの橘議員の御質問についてお答えさせてい  
ただきます。

保育士の不足、また待機児童の解消を目指して、今回の改正はされたものでご  
ざいます。

議員御質問の、既存の保育士免許をお持ちの方をもっと掘り起こすべきじゃな  
いか、そういった部分での解決方法もあるのではないかという御質問なのかなと

と思いますが、恐らく既存の保育士の免許をお持ちの方は、この改正をなくしても対応ができることかと思えます。といいますのは、それは既に対応されているのではないかなと、それであっても保育士が不足しているということで、基礎的なところで保育士を増やそうということで今回、改正されているというものと解しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○7番（橘せつ子）** 分かりました。ありがとうございます。

**○議長（澤田満夫）** ほかに質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（澤田満夫）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

7番、橘せつ子議員。

**○7番（橘せつ子）** 上程されています議第78号、竜王町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

今回の条例改正は、待機児童解消に向けた保育人材の確保策として、滋賀県が決められた地域でのみ働くことができる地域限定保育士制度を導入することになり、各市町もそれに準じての条例改正となっています。国が2015年に国家戦略特区として創設されたものが、2025年10月からこども家庭庁が主導で全国的に導入されることになり、今回滋賀県は国の認定を受け、2026年より地域限定保育士の試験を導入する方向です。

従来、保育士国家試験には筆記試験と実技試験を受ける必要がありますが、地域限定保育士の試験では筆記試験はあるものの、実技試験の代わりに講習を受けることで免許が得られるというものです。試験は年2回実施予定で、合格後は、3年間の滋賀県内での勤務経験、勤務時間（1年以上）があれば、申請により、全国で働ける通常の保育士登録が可能となるものです。

先の全協の答弁でも、保育士不足を解消するためには保育士の総量を増やすことが必要と言われていましたが、毎年多くの方が保育士国家試験や指定の学校などで保育士免許を取得されていますし、免許保持者はたくさんおられます。しかし、保育現場には来てもらえない状況があります。問題は、現場の保育士不足がなぜ起きているのか、十分検証されていないことにあると考えます。

特に保育士の労働条件や処遇の問題、中でも低賃金の問題が以前からずっと言われていますが、まだ改善されていない状況です。12月3日の衆議院内閣委員会の塩川鉄也議員の質問も、厚生労働省の林俊宏審議官の答弁でも、全産業の平均賃金の比較では5万7,000円も少ない状況と認めておられます。まず、専門職にふさわしい大幅な賃金の引上げが必要です。

労働条件を含め、根本的な検証もなく保育士制度の拡大と要件緩和だけを推進されても、実質的な改善につながるのでしょうか。このような制度導入は保育士資格を軽んじ、保育の質を下げることにもつながりかねません。

また、地域限定保育士として3年間、実質には1年以上その地域で勤められたとしても、それ以降は他の地域に行かれる可能性もあります。少しでも条件の合うところに移動されるわけですから、本来の解決にはつながらないと考えます。

保育士確保には、保育士の処遇改善と賃金の引上げがまず一番の解決策だと申し上げて、反対討論といたします。

**○議長（澤田満夫）** ほかに討論はありませんか。

4番、大橋裕子議員。

**○4番（大橋裕子）** 議第78号、竜王町放課後健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、賛成討論をいたします。

本議案は、放課後児童健全育成事業における保育士に、地域限定保育士を加えるものであります。この事業は、家庭における全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、新たに創設されることとなりました。

特に地域限定保育士は、全国的に保育士不足を解消するため、地域における保育人材を確保するため、国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、地域限定で保育士と同様に業務を行うことを可能とする地域限定保育士制度を創設したものです。

この地域限定保育士は、通常の保育士と異なり、試験は保育実技講習会を受講すれば実技試験が免除となり、登録されれば、3年間は受験した自治体のみで保育士として勤務できます。また、筆記試験は通常の保育士試験と同じ内容で、業務内容にも違いはありません。保育士試験は年2回実施しており、保育実技講習にて音楽・造形・言語に関する講習や見学実習などの課程を修了すれば、実技試験が免除されます。そして、県外からも受験できるものです。

現在の保育士の待遇改善には、竜王町においては保育士の奨学金返還支援の補助金制度があり、年12万円が3回免除されます。また、なりたかったけれどもいろいろな事情でなれなかった者に対して、この地域限定保育士制度は、大きく門戸が開かれたと言っても決して過言ではありません。

地域限定保育士制度は、正規の保育士と業務内容は変わらない可能性がある一方で、待遇や賃金に格差が生じないかを注視する必要があると考えます。この制度が実施された場合には、同一労働同一賃金の原則に反しないかを今後見ていくべきことを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（澤田満夫） ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第1 議第78号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（澤田満夫） 起立多数であります。よって、日程第1 議第78号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議第79号 竜王町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例

○議長（澤田満夫） 日程第2 議第79号、竜王町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

7番、橘せつ子議員。

○7番（橘せつ子） 上程されています議第79号、竜王町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例について、反対の立場から討論いたします。

今回の条例改正は、待機児童解消に向けて、保育人材の確保策として滋賀県が決められた地域でのみ働くことができる地域限定保育士制度を導入することにより、各市町もそれに準じての条例改正となっています。国が2015年に国家戦略特区として創設されたものが、2025年10月からこども家庭庁が主導で全国的に導入されることになり、今回滋賀県は国の認定を受け、2026年度より地域限定保育士の試験を導入する方向です。

従来、保育士国家試験には筆記試験と実技試験を受ける必要がありますが、地域限定保育士の試験では筆記試験はあるものの、実技試験の代わりに講習を受けることで免許が得られるというものです。試験は年2回実施で、合格後は、3年間の滋賀県内の勤務経験（実質1年以上）があれば、申請により、全国で働ける通常の保育士登録が可能となるものです。

現場の保育士不足はなぜ起こっているのか、十分検証されていないこともあると考えます。特に保育士の労働条件や処遇の問題、中でも低賃金の問題は以前からずっと言われておりますが、いまだ改善されていない状況です。12月3日の衆議院内閣委員会の答弁でも、全産業の平均賃金の比較では5万7,000円も少ないと言われております。

保育士確保には、保育士の処遇改善、賃金の引上げが必要です。労働条件を含め、根本的な検証もなく保育士制度の拡大と要件緩和だけを推進されても、実質的な改善につながるのでしょうか。これは保育士資格を軽んじ、保育の質を下げることにもつながりかねません。家庭的保育事業等をされるときには、特に重視されるべきと考えます。

また、地域限定保育士として3年間その地域で勤められたとしても、それ以降は他の地域に行かれる可能性もあります。本来の解決にはつながらないのではないかと考えます。

保育士不足には、保育士の処遇改善と賃上げが一番の解決策と申し上げ、討論といたします。

○議長（澤田満夫） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第2 議第79号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めま

す。

[賛成者起立]

○議長（澤田満夫） 起立多数であります。よって、日程第2 議第79号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 3 議第80号 竜王町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例**

○議長（澤田満夫） 日程第3 議第80号、竜王町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

7番、橘せつ子議員。

○7番（橘せつ子） 上程されています議第80号、竜王町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、反対の立場から討論いたします。

今回の条例改正は、待機児童解消に向けて保育人材の確保策として、滋賀県が決められた地域でのみ働くことができる地域限定保育士制度を導入することにより、各市町もそれに準じての条例改正となっています。国が2015年に国家戦略特区として創設されたものが、2025年10月からこども家庭庁が主導で全国的に導入されることになりました。今回県は国の認定を受け、2026年より地域限定保育士の試験を導入する方向です。

従来、保育士国家試験には筆記試験と実技試験を受ける必要がありますが、地域限定保育士の試験では筆記試験はありますが、実技試験の代わりに講習を受けるということで免許が得られるというものです。試験は年2回実施予定で、合格後は、3年間の滋賀県内での勤務経験があれば、申請により、全国で働ける通常の保育士登録が可能となるものです。

問題は、現在の保育士不足がなぜ起きているのか、十分検証されていないこともあると考えます。特に保育士の労働条件や処遇の問題、中でも低賃金の問題

は以前からずっと言われていますが、まだ改善されていない状況です。先日、12月3日の衆議院内閣委員会の答弁でも、全産業の平均賃金の比較では5万7,000円も少ない状況とされています。

専門職にふさわしい賃上げが必要です。労働条件を含め、根本的な検証もなく保育士制度の拡大と要件緩和だけを推進されても、実質的な改善につながるわけがありません。これは、保育の質を下げることにもつながりかねません。

また、地域限定保育士として3年間その地域に勤められたとしても、それ以降は他の地域に行かれる可能性もあります。少しでも条件の合うところに移動されるわけですから、本来の解決にはつながらないと考えます。

保育士確保には、保育士の処遇改善と賃金の引上げが一番の解決策だと申し上げ、反対討論といたします。

○議長（澤田満夫） ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第3 議第80号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（澤田満夫） 起立多数であります。よって、日程第3 議第80号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 4 議第 8 1 号 竜王町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例

○議長（澤田満夫） 日程第4 議第81号、竜王町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） 御異議なしと認めます。よって、日程第4 議第81号は教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第5 議第82号 竜王町下水道条例の一部を改正する条例**

○議長（澤田満夫） 日程第5 議第82号、竜王町下水道条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第5 議第82号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（澤田満夫） 起立全員であります。よって、日程第5 議第82号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議第83号 竜王町給水条例の一部を改正する条例

○議長（澤田満夫） 日程第6 議第83号、竜王町給水条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第6 議第83号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（澤田満夫） 起立全員であります。よって、日程第6 議第83号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 7 議第84号 令和7年度竜王町一般会計補正予算（第4号）**

○議長（澤田満夫） 日程第7 議第84号、令和7年度竜王町一般会計補正予算（第4号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は予算決算常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） 御異議なしと認めます。よって、日程第7 議第84号は予算決算常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 議第85号 令和7年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）

○議長（澤田満夫） 日程第8 議第85号、令和7年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第 8 議第 8 5 号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（澤田満夫） 起立全員であります。よって、日程第 8 議第 8 5 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 9 議第 8 6 号 令和 7 年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）**

○議長（澤田満夫） 日程第 9 議第 8 6 号、令和 7 年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第 9 議第 8 6 号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（澤田満夫） 起立全員であります。よって、日程第 9 議第 8 6 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 10 議第 8 7 号 令和 7 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（澤田満夫） 日程第 10 議第 8 7 号、令和 7 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第10 議第87号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（澤田満夫） 起立全員であります。よって、日程第10 議第87号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第11 議第88号 令和7年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）**

○議長（澤田満夫） 日程第11 議第88号、令和7年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第11 議第88号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（澤田満夫） 起立全員であります。よって、日程第11 議第88号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議第89号 令和7年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（澤田満夫） 日程第12 議第89号、令和7年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第12 議第89号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（澤田満夫） 起立全員であります。よって、日程第12 議第89号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第13 議第90号 令和7年度竜王町下水道事業会計補正予算（第1号）**

○議長（澤田満夫） 日程第13 議第90号、令和7年度竜王町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第13 議第90号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（澤田満夫） 起立全員であります。よって、日程第13 議第90号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議第91号 動産の取得について

○議長（澤田満夫） 日程第14 議第91号、動産の取得についてを議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第14 議第91号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（澤田満夫） 起立全員であります。よって、日程第14 議第91号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第15 議第92号 動産の取得について**

○議長（澤田満夫） 日程第15 議第92号、動産の取得についてを議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第15 議第92号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（澤田満夫） 起立全員であります。よって、日程第15 議第92号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議第93号 動産の取得について

○議長（澤田満夫） 日程第16 議第93号、動産の取得についてを議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第16 議第93号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（澤田満夫） 起立全員であります。よって、日程第16 議第93号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（澤田満夫） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後1時34分